

令和5年4月7日

# 企業誘致の助成制度を拡充

投資促進・雇用拡大に向けて、対象を拡大、助成を増額して企業を支援

令和5年4月1日から、竹原市内に事業所を新設又は増設し、雇用の維持拡大を図る事業者に対する助成制度を大幅に拡充しました。

## 1 助成の内容

- 施設設置奨励金 設備投資に対し、固定資産税相当額を助成します。  
新規雇用奨励金 新規雇用に対し、1人当たり30万円を助成します。

## 2 拡充の内容

- (1)対象業種の拡大  
市内に工場、事務所、店舗等を新設又は増設した事業者を幅広く助成対象に。
- (2)施設設置奨励金の要件緩和  
対象となる設備投資の規模を1億円以上(中小企業は5千万円以上)に引き下げ。
- (3)施設設置奨励金の増額  
助成金額を3年度間の固定資産税に相当する額(各年度上限5千万円)に引き上げ。
- (4)新規雇用奨励金の要件緩和  
対象となる新規雇用の人数を3人以上(中小企業は1人以上)に引き下げ。
- (5)新規雇用奨励金の増額  
助成金額を市内事業所における新規雇用者1人当たり30万円に引き上げ。

(参考)旧制度について

助成対象	市内に工場等(製造業・流通業の施設に限る)を設置した事業者
施設設置奨励金の要件	新設:設備投資2億円以上かつ新規雇用20人以上(中小企業は1億円かつ10人) 増設:設備投資1億円以上(中小企業は5千万円)
施設設置奨励金の金額	3年度間の固定資産税に相当する額に次の割合を乗じた額(3年で上限5千万円) 初年度:100%, 第2年度:75%, 第3年度:50%
新規雇用奨励金の要件	新設:設備投資2億円以上かつ新規雇用20人以上(中小企業は1億円かつ10人) 増設:設備投資1億円以上(中小企業は5千万円)
新規雇用奨励金の金額	対象事業所における新規雇用者1人あたり15万円(上限2千万円)

問い合わせ

総務企画部 産業振興課 商工観光振興係 担当:森田・中津  
TEL 0846-22-7745 FAX 0846-22-1113

元氣と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。